

論文

蠟山政道の満洲論

—「中国の領土」から「自治国家」論へ—

王 継 洲

アブストラクト：本稿は蠟山政道の評論、「高木八尺文庫」及び蠟山が参加した各座談会などの史料を用い、1919年の蠟山の満洲旅行から1932年の日本政府による満洲国単独承認にかけての、蠟山の満洲論を考察したものである。

1920年代、蠟山は、満洲は中国の領土であり、日本の満洲における特殊権益の本質は、経済権益だと考えていた。彼はこの認識に基づき、日本IPRの満洲問題の主査として、京都会議に参加した。

しかし、満洲事変勃発後、蠟山の満洲論に変化が起きた。彼は満洲を「国際中立的緩衝地帯」論、『満洲自治国』共同承認案を提唱した。満洲論の変化した理由について、単なる現状追認ではなく、日中関係を調整し、日中両国の全面戦争を回避しようと考えたからである。

はじめに

第一次世界大戦後、パリ講和会議やワシントン会議が開催され、国際協調主義に基づく世界新秩序が模索されていた。しかし、東アジアにおいては、満洲問題をはじめ、この新秩序構想では対応しにくい旧来型の問題が存在していた。すなわち、中国の国権回復運動と日本の特殊権益⁽¹⁾維持という対立があったのである。

(1) 「特殊権益とは一国が国外の或地域に就て特別に深き関係を有する権益であつて、即ち在外権益たるものである。権益は条約上の権利と実際上の権利とを包含する」。矢内原忠雄（1934）『満洲問題』岩波書店、14頁。具体的には、日本の経済的及び政治的軍事的には満鉄沿線付属地に対する治外法権の設置、同沿線警護のための軍事力、すなわち関東軍の配備等のことである。片桐庸夫（2003）『太平洋問題調査会の研究：戦間期日本IPRの活動を中心として』慶應義塾大学出版会株式会社、147頁。

当時、満洲問題に関心を持っていた日本人は少なくなかった。しかし、松本重治⁽²⁾や松岡洋右⁽³⁾によると、満洲のことを知悉している知識人は、蠟山政道⁽⁴⁾だけであった。日本における

(2) 蠟山政道追想集刊行会（1982）『追想の蠟山政道』中央公論事業出版、497頁。

(3) 松岡洋右（1931）「外交の更新と満蒙問題」『東洋』4月号、28頁。

(4) 従来、蠟山に対する先行研究の大部分は、「東亜協同体論」と蠟山の政治思想に集中している。「東亜協同体論」：酒井哲哉（2007）「東亜協同体論」から「近代化論」へ：蠟山政道における地域・開発・ナショナリズム論の位相」『近代日本の国際秩序論』岩波書店、119-159頁。小林啓治（1997）「戦間期の国際秩序認識と東亜協同体論の形成：蠟山政道の国際政治論を中心として」『日本史研究』第424号、30-54頁。栗原孝之（2013）「蠟山政道 戦時下（1937-1942）の「地域主義」：総合雑誌からその本質を探る」『情報化社会・メディア研究』第10号、5-16頁。蠟山の政治思想：三谷太一郎（2013）「日本の

行政学の先駆者である蠟山は、大学時代から満洲問題に興味を持ち、1929年に満洲問題の日本側主査として国際会議・太平洋問題調査会 (Institute of Pacific Relations : IPR)⁽⁵⁾ 京都会議に参加した。

管見では、蠟山と満洲問題をテーマにした代表的な研究に藤岡健太郎論文⁽⁶⁾と山口浩志論文⁽⁷⁾がある。藤岡論文は、IPR京都会議を中心に、満洲問題と東アジア国際秩序の関係性から蠟山の満洲認識を論述している。しかし、蠟山の満洲認識に大きな影響を与えた満洲現地調査に関する説明は十分とは言えない。特に「高木

八尺文庫」⁽⁸⁾に所蔵されている蠟山の満洲視察報告書には蠟山の満洲対策が記載されているのにも拘らず、考察されていない。他方、山口論文は大量の史料を用い、日本国内の状況の推移と蠟山の言論の変化とが、いかなる関係を持ったかに重点を置き、蠟山の外交論を探究している。しかし、山口論文では、蠟山の「国際中立的緩衝地帯」論の原型はマケドニアであることに十分な注意を払っていない。また、「満洲自治国」共同承認案に対する考察も十分ではない。この点は、蠟山の政治論を解明するには不可欠であり、非常に重要である。

また、蠟山個人の満洲論を批評した論文ではないが、蠟山と他の知識人等との考えを比較した論文として、三谷太一郎論文⁽⁹⁾、藤村一郎論文⁽¹⁰⁾、マイルズ・フレッチャー論文⁽¹¹⁾がある。

以上の研究を踏まえ、本稿では、1919年の蠟山の満洲旅行から1932年の日本政府による満洲国単独承認にかけて、時局とともに、蠟山の満洲論が如何に形成され、変化したのかを明らかにしたい。そのために、特にこれまで活用されてこなかった「高木八尺文庫」及び蠟山が参加した各座談会の記録などの史料を使用する。

蠟山は満洲問題に取り組んだだけでなく、

政治学のアイデンティティーを求めて—蠟山政道の政治学の模索—『学問は現実に関わるか』東京大学出版会、97-132頁。富田宏治 (1985-1986) 「一九三〇年代の国内政治体制『革新』構想(1)-(3)」『法政論集』第105号・106号・107号。三浦顕一郎 (1999) 「蠟山政治学の根本思想」『早稲田政治公法研究』、第61号、281-308頁。山口浩志 (2005) 「戦前における蠟山政道の政治論(1)(2)近衛新体制期までの推移」『政治経済史学』第465号・466号、1-19頁、1-22頁。小関素明 (1997) 「民本主義論の終焉と二大政党制論の改造：蠟山政道のナショナル・デモクラシー論と二大政党制論」『史林』第80号、109-146頁。

- (5) IPRは1925年にホノルルで設立された国際的な非政府組織・学術研究団体である。目的は太平洋諸国民の相互関係改善のために事情を研究することである。IPRが太平洋諸国の知識人に一つの共同空間を作った。IPRの参加者については、山岡道男の『研究資料シリーズ 第1号』(早稲田大学アジア太平洋研究センター、2010年) 参照。
- (6) 藤岡健太郎 (2005) 「満洲問題の「発見」と日本の知識人：IPR京都会議と蠟山政道の議論を中心に」『九州史学』第142号、25-48頁。
- (7) 山口浩志 (2003) 「初期蠟山政道の外交論」『政治経済史学』第443号・444号、1-22頁・16-33頁。

- (8) 東京大学大学院総合文化研究科附属アメリカ太平洋地域研究センター「高木八尺文庫」所蔵。高木八尺は日本の政治学者、アメリカ研究者、東京帝国大学教授、太平洋問題調査会常任理事であり、蠟山政道との関係は緊密である。
- (9) 三谷太一郎「国際環境の変動と日本の知識人」前掲『学問は現実に関わるか』、133-182頁。
- (10) 藤村一郎 (2012) 『吉野作造の国際政治論』有志舎、220-229頁。
- (11) マイルズ・フレッチャー著、竹内洋・井上義和訳 (2011) 『知識人とファシズム』柏書房、56-63頁。

五・一五事件と日中戦争勃発以後、彼はそれぞれ「立憲的独裁論」、「東亜協同体論」、「国民協同体論」を展開した。これらの主張は戦後において批判され、蠟山も「転向者」⁽¹²⁾と位置付けられた。

しかし、満洲論は蠟山の国際政治論の起点であり、彼の満洲論を明らかにしなければ、その延長線上にある「東亜協同体論」などに対する理解も偏るおそれがある。また、「東亜協同体論」などに関する研究も、史料に基づいて丁寧に跡づけることが必要である。史料の博搜とその解説という作業を経て、はじめて、蠟山の政治論の全体像が解明されると考える。

また、蠟山研究を通じて、その背後にある社会民主主義者の国際政治論、政党政治論を解明し、戦前思想界における彼らの位置付けをも明らかにすることができるであろう。

1. 蠟山の満洲論の形成

蠟山政道は、1895年11月21日に、新潟県刈羽郡鶴川村に生まれ、群馬県高崎市歌川町で育った。父の蠟山政次郎は酒造業を営むかたわら、高崎信用金庫の理事長や県会議員を歴任した。その影響を受け⁽¹³⁾、政道は幼少期より読書家で

あり、「秀才蠟山一家の長男」⁽¹⁴⁾と呼ばれていた。

蠟山が8歳の時、日露戦争が勃発した。彼は多くの同時代の少年と同じく、強い愛国心に目覚め⁽¹⁵⁾、「二十億円の血税と十万人の英霊が眠る聖域」である満洲に対する関心は特に強かった⁽¹⁶⁾。日露戦争後、日本経済は不安定化し、農村の困窮化が進んだ。同時に、議員汚職などの問題も多発した。蠟山は以上の問題に関心を持ち、第一高等学校に進学した。

一高在学中、蠟山は内村鑑三、吉野作造、永井柳太郎、大山郁夫、安部磯雄、鶴見祐輔、河合栄治郎などの知識人と出会い、社会民主主義に傾倒した。当時の彼は特にBernard Bolzano, Georg Brandes, Giuseppe Mazzini, Thomas Hill Green, Arnold Toynbee, 熊沢蕃山, 小野梓を尊敬⁽¹⁷⁾していた。

(1) 国際環境の変化と蠟山の満洲認識

1917年9月、蠟山は東京帝国大学法科大学政治学科に入学し、吉野作造に師事した。蠟山は吉野の『日支交渉論』を熟読し⁽¹⁸⁾、中国問題⁽¹⁹⁾に関心を抱いた。

(14) 永井憲一 (1997)「蠟山政道の人と生涯」『法学志林』第94巻第3号, 129頁。

(15) 親友・田中徳次郎の回想, 中村勝範研究会 (1988)『東京帝大新人会研究ノート第10号』慶應義塾大学法学部政治学科, 160頁。

(16) 関島久雄「戦中戦後の決意と行動」前掲『追想の蠟山政道』, 450頁。

(17) 蠟山政道 (1917)「学生弁論界を去るに臨んで」『雄弁』第8号, 213-214頁。

(18) 蠟山は吉野の政治史, 西洋政治史と支那革命史の講義を受けた。蠟山政道 (1951)「わが師吉野作造先生」『わが師を語る』社会思想研究会出版部, 158頁。

(19) 前掲『東京帝大新人会研究ノート第10号』, 100頁。

(12) 松沢弘陽 (1962)「民主社会主義の人々：蠟山政道ほか」思想の科学研究会編『共同研究 転向・下』平凡社, 249-307頁。この指摘に対し、蠟山は「根本的には日本の国民の一人」であり、「インターナショナルリストであったのが戦争のときにナショナルイズムになった」ものではないと反論した。蠟山政道等 (1963)「思想の科学研究会編『転向』の批判にこたえて 座談会」『社会思想研究』9月号, 6頁。

(13) 蠟山政道 (1950)「読書の思い出」『学生と読書』日本評論社, 371頁。

1919年7月、文部省が「シベリア満洲学生視察団」を組織し、蠟山は「まだ知らない国の人情風俗、又は政治産業等を知りたい」⁽²⁰⁾という考えから、視察団参加を申し込んだ。出発前、吉野は蠟山に、「満洲における中国人労働者の問題」と「北満における日・露・支の民族的交流」⁽²¹⁾という2つの課題を与えた。前者は、当時の欧米大戦の西部戦線への派遣から戻った中国人労働者が満洲で労働組合を組織したという状況の調査であり、後者は、日本のシベリア出兵の真の目的とその影響に対する調査であった⁽²²⁾。

蠟山は、この満洲旅行を契機に、満洲問題を「民族葛藤」⁽²³⁾として以下のように考えた。

結局こゝで支那民族といふものが民族意識を以て統一運動を始めた時に生ずる問題がなにかあるのぢやないか、いまひとつは、ソヴェト・ロシアが兎に角完成をして再び極東の勢力になつて現はれて来た時に、支那並びに日本とどういふ関係に立つんだらうか。かういふ民族的な摩擦点として満洲といふものが置かれるんだといふ⁽²⁴⁾

1920年、蠟山は、東京帝大法学部政治学関係（外交史研究室）の助手となり、『国際法外交雑誌』の編集を手伝っていた。

(20) 蠟山政道（1919）「極東発展と将来の問題」『群馬』第31号、15頁。

(21) 前掲「わが師吉野作造先生」、165頁。

(22) 昭和同人会（1968）『昭和研究会』経済往来社、58頁。

(23) 蠟山政道（1933）『日満関係の研究』斯文書院、序1頁。

(24) 蠟山政道等（1938）「日本の進路を語る座談会」『文芸春秋』1月号、102頁。

ワシントン会議後、東アジアには国際協調主義的な秩序の枠組み（ワシントン体制）が成立したと理解されることが多い。しかし、満洲の状況に関心を寄せていた蠟山は東アジアにおける国際協調主義の進行を、決して楽観的に捉えていなかった。彼は、国際協調主義とは、国民主義と国民主義との衝突を経験した後に生まれるものであり、東アジアにおいては、「国民主義は、いまや漸くその成立期と発展期にあつて、真実の衝突は未だ之を経験」⁽²⁵⁾していないと考えた。具体的には、中国の国権回復運動と日本の満洲における特殊権益の擁護の対立に注目した。

蠟山は、国民主義の衝突を避けるには、日本が「従来の偏狭な国民主義」⁽²⁶⁾を捨てる必要があると考えた。彼は「支那に於ける統一政府の樹立は今後何時になつて実現されるものやら分からないにしても、その傾向に進まねばならぬ」⁽²⁷⁾と認識し、先進国である日本は積極的に中国の国民主義を認めるべきであると主張した。

1927年7月、第2回IPR会議がホノルルで開催された。英国の提案により、北京政府から南京国民政府へと政権交代した中国が議題に取り上げられた。ところが、日本代表団は中国問題については全く準備していなかった。当時、蠟山がちょうどヨーロッパから帰国する途中であり、乗った船がハワイに寄港した。日本側参加者は彼が満洲問題を研究していることを知って

(25) 蠟山政道（1924）「極東諸邦の国民主義的趨勢と日本」『外交時報』第475号、3頁。

(26) 蠟山政道（1924）「植民政策の確立と国際協調主義」『植民』10月号、9頁。

(27) 前掲「極東諸邦の国民主義的趨勢と日本」、11頁。

いたため、彼に出席を要請した。

会議初参加の蠟山は、如何なる立場をとるかについて悩んだ。「国際平和主義的見地」に立てば、「日本政府の過去及び現在に於て執れる国際政策に対しては、遺憾乍ら多く反対の見解を持してゐた」⁽²⁸⁾。しかし、日本人として、政府の政策を完全に否定することも難しい。悩んだ末に、蠟山は「最低限度の標準として、華府会議以来日本政府の持し来つた自主的対支の諸政策の事実を事実として」⁽²⁹⁾重視し、「国際人として、日支の関係、引いては太平洋及び全世界の平和の為に」⁽³⁰⁾、この解決至難なる問題の解決方法を探すという立場を取った。換言すれば、ナショナリズムとインターナショナリズムを両立させることであった。

会議では、蠟山が中国の関税自主権、治外法権などの問題を論じ、中国に同情的な姿勢を示す一方、中国の法整備の遅れも批判した⁽³¹⁾。

(2) 蠟山の満洲実地調査

1929年の第3回IPR京都会議開催に備え、日本IPRは、蠟山を中心に満洲研究を進める方針を決定した⁽³²⁾。蠟山が所属する法政部には、高柳賢三、高木八尺がいた。

1928年、満洲問題に関わる2つの出来事が起こった。すなわち、6月4日の張作霖爆殺事

件と、8月27日の日本政府の不戦条約の署名であった。蠟山は、満洲問題が存在する限り、「日本国民及びその政府が曾つて戦争を以て国策遂行の聖なる手段」⁽³³⁾を放棄することは不可能であると考えた。12月29日、張作霖の息子の張学良が「易幟」し、蒋介石国民党の傘下に入り、日本に抵抗する態度を取ったことから、満洲問題は一層緊迫した。

1929年に入り、日本IPRは、2月8日、26日、3月5日、12日、19日と5回の満洲問題予備会議を開催し、中国、満洲問題の専門家である信夫淳平、松原一雄、長野朗、水野梅暁、上田恭輔などが特別委員として出席した。さらに満洲現地の状況を把握するため、日本IPR第17回理事会の決定に基づき、蠟山は3月23日から5月6日にかけて中国に赴き、調査を行った⁽³⁴⁾。満洲に着いた蠟山は、日中両国民の間に存在する一種の陰悪な雰囲気を感じとった。彼は「必然的に来るべきキャタストローフを想ひつゝ、一層国際平和機構の存在とその機能の重要性を力説して、それを未然に防止する必要を論唱した」⁽³⁵⁾。

この満洲調査を通じて、蠟山は、日本の満洲政策は「当時の国際的な勢力均衡をくつがえすおそれがあり」⁽³⁶⁾、満洲は第二の「アルサス・ローレン」になる可能性もある⁽³⁷⁾と考えた。以

(28) 蠟山政道 (1928) 『国際政治と国際行政』 巖松堂書店、4頁。

(29) 井上準之助編 (1927) 『太平洋問題：1927年ホルム、会議』 太平洋問題調査会、109頁。

(30) 前掲『太平洋問題：1927年ホルム、会議』、110頁。

(31) 前掲『太平洋問題：1927年ホルム、会議』、112-119頁。

(32) 新渡戸稲造編 (1930) 『太平洋問題』 太平洋問題調査会、4頁。

(33) 蠟山政道 (1928) 「不戦条約と太平洋の将来」 『中央公論』 第489号、42頁。

(34) 「太平洋問題調査会第17回理事会」 前掲「高木八尺文庫」所蔵。

(35) 前掲『日満関係の研究』、序4頁。

(36) 前掲『昭和研究会』、60-61頁。

(37) 河合栄治郎 (1969) 『河合栄治郎全集：第22巻』 社会思想社、306頁。

上のような認識に基づき、蠟山は以下の如く日本IPRに提言した。

支那側の要求に対して、先づその抽象的要求に関して多大の同情を披露することなく、該討議は論争として実質上の効果を収め難く、徒に混乱を来すのみと存じ候。要点は討議をして徒に互に自国の立場を高唱せしむるに止めて置くか、或は幾分にも実際問題としての満洲問題の解決に対して指針たり得るものを導き出すかに在ると存じ候。この目的の如何によって代表の人選は多大の注意を要するものと愚考仕り候。又この点は内心支那側の希望する所をも参酌する要ありと存じ候⁽³⁸⁾

つまり、満洲問題の解決には、日本側は基本的には同情的な立場を示さなければならず、この点に関連し、日本代表の人選に十分に注意すべきであると提言した。9月、蠟山の満洲問題に対する調査研究もほぼ終わり、彼の対満政策案も完成した。

今後日本の満洲に関する外交政策の基調として、一方太平洋外交の原則と対満関係の現実との調和を図りつゝ、他方満洲も亦統一支那の一部分たることを認めた上での方策が樹てられねばならぬ⁽³⁹⁾

蠟山は、日本の特殊権益の本質は経済権益で

(38)「支那旅行報告書第二信及緒言」前掲「高木八尺文庫」所蔵。

(39) 蠟山政道 (1929)「日満関係の客観的基調を論ず」『外交時報』第596号、48頁。

ある⁽⁴⁰⁾との観点から、日本の満洲における政治活動は「支那の主権下に在」るべきである⁽⁴¹⁾、と論じた。日満関係を客観的に論じ、日露戦争から生じた「感傷的な心理的契機」⁽⁴²⁾の介入を防がねばならないと力説した。

2. 蠟山政道と京都会議

(1) 外務省の干渉と松岡洋右の参加

京都会議の中心議題は満洲問題であったために、日本政府は多大な関心を持った。1929年5月7日、駐米大使出淵勝次が外務次官吉田茂宛の電報の中で、日本IPR理事長の井上準之助を通じて外務省が主導権をとらなければならないと提言している。

右問題上場ノ際ハ本邦側ニ於テ之ヲ指導シ以テ本件討議ヲ軌道ニ上ラス様仕向クルコト至極肝要ナルヘク予メ本邦側井上準之助氏辺リニ対シ其ノ意味合ヲ以テ注意シ置クコト適當ナルヘシト認メラレ候就テハ右老兄ヨリ同氏等ニ対シ可然御懇談相願度⁽⁴³⁾

また、6月19日、ニューヨークの内山清総領事代理も外相の田中義一に日中関係の障害にならないよう、日本IPRに対して外務省が政治的

(40) 蠟山政道 (1929)「極東問題の経済的考察：満洲に於ける特殊権益の弁」『外交時報』第578号、21頁。

(41) 蠟山政道 (1929)「満洲問題の中核」『中央公論』第500号、43頁。

(42) 前掲「日満関係の客観的基調を論ず」、31頁。

(43) 1929年5月7日付出淵勝次在米大使発吉田茂外務次官宛電信、外務省記録『太平洋問題調査会関係一件』第一巻。

指導をするように求めている⁽⁴⁴⁾。

外務省関係者が警戒したのは、IPRのような民間組織やその学術研究が外交関係に影響を及ぼすことであった。事実、彼らの懸念は的中した。蠟山が嶺南大学外交史教授のブラウネル(H.C.Brownell)に提示した「満洲問題討議案」は、広州の『民国日報』(6月17日)に報道された。それを知った広東総領事の矢野真は、6月21日に田中義一に次の電報を送った。

満洲等ノ問題ニ付学術的研究ヲ為スニ対シテハ取テ之ヲ云々スル次第ニアラサルモ蠟山教授ノ提起セル諸問題ノ如キ研究ノ仕方ニ依リテハ之カ政治的ニ及ホス影響相当大ナルモノアルハ云フ迄モナシ殊ニ外国利権ノ回収熱盛ナル現在ノ支那ニ於テハ⁽⁴⁵⁾

7月18日に外務省は、井上並びに東京帝国大学総長の小野塚喜平次に対して、慎重な行動を求めた。1週間後、日本IPR研究部幹事の高木八尺は、外務次官の吉田茂に、「蠟山教授トシテハ必要アラバ何時ニテモ拝趨御説明致シ度シト申出ラレ候⁽⁴⁶⁾」という回答文を送り、事件の沈静化を図った。かかる事情があり、6、7月には、日本IPRは2、3回専ら政府当局の政策

について考究する会合を開催した⁽⁴⁷⁾。

この京都会議でもう一点注目に値することは、元満鉄副総裁松岡洋右の出席であった。ホノルル会議後、日本IPRは満鉄に代表の出席を求めた。満鉄側は8月に副総裁を辞任した松岡を推薦した⁽⁴⁸⁾。

蠟山の中国同情論と異なり、松岡は幣原外交を「弱腰外交」と批判し、満洲における日本の特殊権益を断固維持しなければならないと主張する「強硬論者」⁽⁴⁹⁾であった。満洲調査後の、蠟山の「代表の人選は多大の注意を要する」⁽⁵⁰⁾という提言は、おそらく松岡を意識したものではないかと考えられる⁽⁵¹⁾。他方、日本陸軍も京都会議に参加しようとした。しかし、これについて高木は「毅然として拒絶」した⁽⁵²⁾。

10月に入ると、日本国内では、満洲問題をめぐる強硬論が台頭した。愛国政党組織準備会、愛国労働者聯盟、建国会京都府支部聯合会は「英米の帝国主義的侵略政策より祖国日本を防衛せよ！日本の満蒙進出は日清日露戦争の代償

(44) 1929年6月19日付内山清ニューヨーク総領事代理発田中外相宛電信第9298号、前掲『太平洋問題調査会関係一件』第一巻。

(45) 「太平洋問題調査会ノ開催ト満洲問題ノ研究ニ関スル件」、前掲『太平洋問題調査会関係一件』第一巻。

(46) 1929年7月25日太平洋問題調査会研究部幹事高木八尺発吉田外務次官宛、前掲『太平洋問題調査会関係一件』第一巻。

(47) 例えば、7月9日に外務省アジア局長有田八郎は「最近満洲視察談」をテーマにして報告した。「第二十回理事会」前掲「高木八尺文庫」所蔵。

(48) 松岡洋右伝記刊行会(1974)『松岡洋右：その人と生涯』講談社、302-303頁。

(49) 「対満交渉行悩む」『東京朝日新聞』1929年4月4日。

(50) 「支那旅行報告書第二信及緒言」前掲「高木八尺文庫」所蔵。

(51) 蠟山の回顧によると、「日本側の代表で京都会議に出席していた松岡洋右の意見は、満洲が日本の権益であることに固執した狭量なものであった」。蠟山政道(1988)「回想録—戦前の部」『東京帝大新人会研究ノート・第10号』慶應義塾大学法学部政治学科中村勝範研究会、103頁。

(52) 松本重治(1974)『上海時代(上)』中央公論社、24-25頁。

として当然なり」⁽⁵³⁾をスローガンとし、京都會議の開催に反対の声明を出した。

(2) 中国側から見たIPR京都會議

1929年10月28日から11月9日までIPR京都會議が開かれた。開会式において、日本側代表の新渡戸稲造は、「支那の国家的希望に対し真摯な同情を有し」、私達の望む所は「支那の安定と在留外国人の生命財産の安固である」⁽⁵⁴⁾と表明した。それは蠟山が提出した報告の線に沿ったものと考えられる。

本會議に入り、他の議題について、各国代表の間に、意見の相違は多くなかった⁽⁵⁵⁾。しかし、平穏な雰囲気は、満洲問題の議論に入ると一変した。11月4日の夜に満洲問題についての公開演説会が行われた。日本を代表して登壇したのは、満洲問題を担当する蠟山ではなく、満洲問題予備會議にも出席していなかった松岡であった。他方、中国側の代表は燕京大学教授の徐淑希（国際法学者）であった。

松岡は、まず、日本が満洲を經營して以来の功績、つまり、満洲商業の發達、人口の増加、交通の便利、治安の良好などを述べ、日本の満洲における特殊權益、特に政治權益を合理化しようとした⁽⁵⁶⁾。徐は当初「東省問題解決の方法」⁽⁵⁷⁾を講演することを予定したが、松岡の演

説を受けて、松岡の演説に全面的に反論することに転じた⁽⁵⁸⁾。両氏の演説後、会場の空気は陰悪なものになった⁽⁵⁹⁾。

連日の円卓會議を経て、満洲問題をめぐる重要な論点が明らかになった。つまり、「満洲問題の歴史的背景、現状に対する各国の立場、權益擁護の根拠に関する批判、問題解決の可能性と方法に関する提案」⁽⁶⁰⁾のことであった。日中両国代表の論戦で特に激しかったのは、日本の特殊權益擁護の根拠（ポーツマス条約と二十一カ条要求）についてである。日本側は「条約は尊重されるべきだ」と主張し、中国側は「不平等条約である」として取り扱っている。当時、蠟山はこの「二十一カ条要求」について、「大きな間違い」だと表明した⁽⁶¹⁾。

当初、日中両国の代表には民間の場を利用し、妥協案を出したいという気持ちがあった⁽⁶²⁾。しかし、松岡・徐の論戦後、両国の代表は感情的になり、何ら妥協案を出せずに、両者の主張は平行線のままに終了した。日中両国間では妥協案が出されていないが、蠟山の回想に

第3次太平洋會議、17頁（「徐淑希在燕大報告太平洋討論會經過」『大公報』、1929年11月24日）。

(58) 松岡・徐の論戦について、以下の論文がある。王美平（2008）「太平洋國際学会と東北問題」『近代史研究』第1期、55-57頁。張静（2004）「中国知識界と第3届太平洋國交討論會」『近代史研究』第1期、180-181頁。

(59) 瀋雲龍編（1978）『近代中国史料叢刊統編第50輯：第3届太平洋國交討論會紀要（蘇上達・祁仍奚編）』文海出版社、84頁。

(60) 前掲『太平洋問題』、230-231頁。

(61) 「蠟山政道教授之意見」、瀋雲龍編（1978）『近代中国史料叢刊統編第49輯：参与國際聯合會調查委員會中国代表処説帖（顧維鈞編）』文海出版社、11頁。

(62) 「太平洋討論會」『大公報』、1929年11月2日。

(53) 「四特秘第三五二〇号」前掲『太平洋問題調査會關係一件』第二卷。

(54) 前掲『太平洋問題』、109頁。

(55) 「張伯苓氏の報告」『支那代表の觀たる 第3次太平洋會議』盛京時報社、1929年12月、9頁。前掲「高木八尺文庫」所蔵。

(56) 「太平洋會議隨行記者報告11、14ハルピン「國際協報」」前掲「高木八尺文庫」所蔵。

(57) 「徐淑希氏の報告」前掲『支那代表の觀たる

よると、満洲事変以後、日本政府が10月25日に発表した「五原則」は実質的に日本IPRが幣原外相に提案したものであった⁽⁶³⁾。

一方、中国側から見ると、京都会議は「日本新派」の失敗でもあった。「新派」とは、蠟山、小村俊三郎のような中国に同情的な自由主義者であり、「旧派」とは、松岡、埴原正直を代表とする対中強硬派の「老官僚」を指している。中国代表の呉鼎昌によると、日本の「旧派」は、会場で「新派」を制約した⁽⁶⁴⁾。また、徐淑希も、以下のように述べている。

今回の会議に於て、日本側政策は旧派によつて支配せられたため、東省問題の討論の如き何等結末をつけずにしまつたので、誠に遺憾なことでありました⁽⁶⁵⁾

彼等の態度は独り中国側の不満を招いたのみならず、日本側新派代表も亦同僚の無誠意を不満に思つて居りました⁽⁶⁶⁾

また、この点に関し、山岡道男も「第三回太平洋会議（1929年）と日本の対応」の中で、「国際主義者・自由主義者」は、国粹主義・軍国主義が次第に勢力を増していくに従って、「さまざまな圧力を受けることになった」⁽⁶⁷⁾と論じている。

1929年12月に議題漏洩が原因か、あるいは「旧派」に対する不満が原因か、蠟山と高木は同時に辞表を提出した。日本IPRの決定で、高木は留任されたが、蠟山はIPRから離れた⁽⁶⁸⁾。京都会議後、満洲問題の解決について、蠟山は以下のように考えた。

現行国際条約その他に依る関係が、国際的に一歩進展し、そこから満洲問題自体への手掛りが今少しく備はるやうになるか、又は日支両国民の間に今日より一層進んだ親和の状態が発生するか、その二者の中何れかの変化が見られない限り、今のところ解決の見込は立たず、たゞ時の成行に委すの外ないことになつたのである⁽⁶⁹⁾

つまり、国際秩序と日中両国の国民感情に変化がない限り、満洲問題は解決の見込みがない。「満洲問題は日支関係の劫である。困碁に於いて互に争はれる一石の如く、新手に依る局面の展開を見ない限り、その解決は期せられない」⁽⁷⁰⁾と蠟山は考えた。

(63) 蠟山政道「満洲問題をめぐる日米外交の争点」植田捷雄編（1956）『近代日本外交史の研究』有斐閣、553頁。五原則の内容は以下のようである。

1. 相互的侵略政策及び行動の否認。2. 中国領土保全の尊重。3. 相互に通商の自由を妨害し、国際的憎悪の念を煽動する組織的運動の徹底的取締。4. 満洲の各地に於ける帝国臣民の一切の平和的義務に対する有効な保護。5. 満洲に於ける帝国の条約上の權益尊重。幣原平和財団編（1955）『幣原喜重郎 幣原平和財団』、479頁。

(64) 呉鼎昌「太平洋討論会特記：本社東遊記者第六信」『大公報（天津）』、1929年11月12日。

(65) 「徐淑希氏の報告」前掲『支那代表の観たる 第3次太平洋会議』、21頁。

(66) 「徐淑希氏の報告」前掲『支那代表の観たる 第3次太平洋会議』、20頁。

(67) 山岡道男（1991）「第3回太平洋会議（1929年）と日本の対応」『ただ1つの太平洋共同体の建設』早稲田大学社会科学研究所、186頁。

(68) 「昭和4年12月20日研究部会報告」前掲「高木八尺文庫」所蔵。

(69) 前掲『太平洋問題』、251頁。

(70) 前掲『日満関係の研究』、序5頁。

3. 満洲事変前後の蠟山の満洲論

(1) 満洲事変以前の状況

1929年に京都会議の開幕とほとんど同時に、世界恐慌が始まった。益々満洲問題の危険性を危惧した蠟山は、社会思想社⁽⁷¹⁾のメンバーや、松本重治らと共に、翌年3月に東京政治経済研究所を設立した⁽⁷²⁾。国民に「正しい判断資料を提供し、軍部や右翼団体の宣伝から国民を守り⁽⁷³⁾、戦争を回避することが彼らの目的であった⁽⁷⁴⁾。

しかし、1930年4月、ロンドン海軍軍縮会議で日本海軍の希望比率を達成できないため、野党は「統帥権干犯問題」を提起し、浜口内閣を攻撃した。その結果、右翼勢力が台頭し、議会は軍部の独走を抑えきれなくなった。

他方、満洲において中村大尉事件、万宝山事件が発生し、日本の対中世論は強硬化した。この時、世界的恐慌を切り抜けるため、国内の矛盾を他所に転移し、武力で満洲問題を解決する考えが勢力を得た。関東軍もこの機会に乗じて、日本国内に向けて煽動を行った⁽⁷⁵⁾。

このような動きに対して、蠟山は、9月5日、8日、「満蒙問題の重大化」、「最近の極東情勢に就て一太平洋問題調査会に寄す」を執筆

し、世論の鎮静化を図ろうとした。彼はまず、世界恐慌と日本の情勢を分析し、危機に陥ったのは産業化を進める欧米諸国であり、日本はまだ「小康状態」とであると訴えた⁽⁷⁶⁾。また、満洲に関する各事件について、蠟山は根本的な原因は満洲にいる「住民の経済力が或は階級的に或は組織上甚だ不均衡な状態に在る」⁽⁷⁷⁾ことであると主張した。さらに、軍部の強硬論に対して、蠟山は、「強き意見必ずしも正しき意見でない。用意ある対策必ずしも妥当なる対策とは云ひ得ない」⁽⁷⁸⁾と批判し、武力を以て一民族が自己単独の力で処理し得るならば、国交の悪化を招くだけとなり、「共存共栄の親和関係も空話」になってしまう⁽⁷⁹⁾と警告した。

しかし、蠟山の警告はむなしく、石原莞爾や板垣征四郎が「満洲領有論」⁽⁸⁰⁾を打ち出し⁽⁸¹⁾、9月18日に満洲事変を引き起こした。蠟山は、関東軍の行動が「危険千万な政策」⁽⁸²⁾に基づいたものであり、日本の自衛権の発動とは言えないとの認識であった。

(2) 国際中立的緩衝地帯

事変後、国際社会において原状回復を求める声が高まっていた。しかし、蠟山は原状回復が

(71) 前期「新人会」の学究派メンバーを中心とする

1922年に結成された知識人団体であった。

(72) 前掲『東京帝大新人会研究ノート第10号』、107頁。

(73) 社会思想研究会編（1948）『河合栄治郎 伝記と追想』社会思想研究会出版部、258頁。その「判断資料」として、『日本政治経済年鑑』『世界政治経済年鑑』『世界と日本』を刊行した。

(74) 前掲『上海時代（上）』、35頁。

(75) 稲葉正夫等編（1963）『太平洋戦争への道：開戦外交史 別巻 資料編』、朝日新聞社、112頁。

(76) 蠟山政道（1931）「満蒙問題の重大化」『中央公論』第525号、112頁。

(77) 前掲「満蒙問題の重大化」、114頁。

(78) 前掲「満蒙問題の重大化」、111頁。

(79) 前掲「満蒙問題の重大化」、116頁。

(80) 角田順編（1967）『石原莞爾資料国防論策』原書房、39頁。

(81) 前掲『太平洋戦争への道：開戦外交史 別巻 資料編』、101頁。

(82) 蠟山政道等（1931）「満洲事変座談会」『経済往來』、68頁。

もはや不可能と見ていた。なぜなら、9月19日、若槻内閣は閣議で「不拡大方針」を採用したが、関東軍はその方針を無視し、錦州爆撃を経て、戦線を拡大する一方であった。日本国内においても、軍部が「国民の眼に英雄化され」⁽⁸³⁾、日本国民は日満「特殊関係の防衛擁護のため、世界を敵とするも敢へて辞せざる決意を持」っていた⁽⁸⁴⁾。

また、「無産党のあるものも、国際主義を捨てて、民主主義を捨てて、ファッショ的動向に転身するに至った。自由主義者の大部分は国民主義者としての自己を再発見し、諸新聞亦、日頃の開明主義を清算して、民衆と共に走るに至った」⁽⁸⁵⁾。

一方、中国の世論も楽観的ではなかった。中国民衆の「毎日の態度は益々悪化しつゝある。対日開戦の熾烈なる学生運動は、かゝる輿論の当然の反映であり、外交の衝に当れるものの懸命の奮闘も、一般民衆の眼には余りにも軟弱に映じ勝ちである」⁽⁸⁶⁾ というのも現実であった。日中両国の高揚化する世論の前に、蠟山にとって原状回復はただ「劫」に戻るのみであった。

原状回復できないなら、満洲の将来はどうか。この問題に対し、蠟山は三つの方向性を指摘した。第一は、「インペリアリズムの理論に従つて之をドミネート」⁽⁸⁷⁾しようとするものである。これは、日本軍部の「満洲領有論」「支那分割論」によるものであり、事実上、満

洲の情勢はその方向に向かっている。第二は、「支那が完全に国民主義の国家建設を進めて、本部と同じやうな条件の下に能率のある行政を行ひ得るやうになる」⁽⁸⁸⁾ というものである。これは中国の立場を考えたものである。しかし、事変後、「支那は満洲に対する支配を事実上喪失してしまつた」⁽⁸⁹⁾ ことから、この方向は既に不可能になっている。第三は、「列国の何等かの形式に依る共同管理であつて、此際には勿論其他地域は中立の国際地域にしてしまふ」⁽⁹⁰⁾ というものである。これはより中庸的なものであり、バルカン半島のマケドニアを例にしているものであった。

蠟山は、満洲の状況はマケドニアと類似していると考えていた。マケドニアにはスラブ系をはじめ、色々の民族のグループがあり、また、ロシア、オーストリア、ドイツなど、諸国の利権が絡んでいる。マケドニアはトルコの領地と雖も、トルコは近代国家として主権を行使し得るほどの力を持っていない。1903年、マケドニアを巡り、大国間の衝突は表面化した。その結果、「バルカン戦争から欧洲戦争を経て、今日見るやうにあそこに数個の民族国家が出来た。土耳其自身も小亜細亜に撤退してそこにケマル・パシヤが民族国家を建設した」⁽⁹¹⁾。

一方、満洲においては、日本、ロシア、米國などの利権がある。中国は近代国家として満洲において主権を行使していなかった。マケドニアをモデルに、蠟山は「中立の国際地域」設置によって、満洲問題の解決を構想した。

(83) 蠟山政道等 (1932) 『満洲問題解決案 (未定稿)』、44頁。前掲「高木八尺文庫」所蔵。

(84) 前掲『満洲問題解決案 (未定稿)』、53頁。

(85) 前掲『満洲問題解決案 (未定稿)』、44頁。

(86) 前掲『満洲問題解決案 (未定稿)』、47-48頁。

(87) 前掲「満洲事変座談会」、66頁。

(88) 前掲「満洲事変座談会」、66頁。

(89) 前掲『満洲問題解決案 (未定稿)』、45-46頁。

(90) 前掲「満洲事変座談会」、66頁。

(91) 前掲「満洲事変座談会」、65頁。

蠟山からみると、満洲は「一民族のみの若くは一国家のみの植民地ではない。殊に異なる民族が共同の地域を持つて居ると云ふ一つの特殊の事情が加はつて居る植民地である」⁽⁹²⁾。満洲の植民地という性格、また民衆の低い政治意識から、「共同の植民地として国家を造る」には、「公民権」尊重というより、「能率ある公正なる政府、腐敗のない政府」が望ましい。彼は「寡頭的独裁的で、そして何等かの民族が他の民族を指導する、さう云ふ政治組織」⁽⁹³⁾が満洲に相応しいと論じている。

蠟山の考えは「支那分割論」ではないかと疑われがちである。例えば、東洋経済新報が主催した「満蒙問題座談会」で、長谷川如是閑がそのように批判した⁽⁹⁴⁾。長谷川の批判に対し、蠟山は自分の主張が軍部の「支那分割論」と異なると反論した⁽⁹⁵⁾。前述したように、「支那分割論」は第一の方向であり、蠟山は第三の方向に傾斜していた。両者の違いは、前者が日本の領土化、保護国化を主張しているのに対し、後者は「国際中立的緩衝地帯」⁽⁹⁶⁾をつくることであった。また、この緩衝地帯を建設する過程に、蠟山が望んでいる日本の政治家像は米国建国の際に、「イギリス本国から離れ」、アメリカ建国を支持する英国政治家の「エドモンド・バーグ」のことであった⁽⁹⁷⁾。

(92) 蠟山政道 (1932) 「満洲時局に関する観察」『新天地』第120号、13-14頁。

(93) 前掲「満洲時局に関する観察」、18頁。

(94) 蠟山政道等 (1931) 「満蒙問題座談会」『東洋経済新報』10月号、36頁。

(95) 前掲「満蒙問題座談会」、39頁。

(96) 前掲「満洲事変座談会」、80頁。

(97) 前掲「満洲時局に関する観察」、30頁。Edmund Burke(1729-1797) 英国の政治思想家、哲学者、

(3) 蠟山の「満洲自治国」共同承認案

1932年1月中旬、関東軍司令官本庄繁からの招待状⁽⁹⁸⁾が蠟山のところに届いた。蠟山はそれまで関東軍を批判し続けたが、あえて関東軍統治部が主催した「満蒙における法制及経済政策諮問会議」⁽⁹⁹⁾に出席したのであった。

蠟山は関東軍の参謀に「中国との関係が悪化して、日満関係から日支戦争になるようなことがあってはいけない。絶対にそれは避けなければならない」⁽¹⁰⁰⁾と忠告した。しかし、関東軍は「行けるところまで行くんだ」⁽¹⁰¹⁾と蠟山の意見を受け入れなかった。

そうすると、日本は「ニューギニアやオーストラリアまで行かなくてはならない」⁽¹⁰²⁾、日中全面戦争は勿論、日本は欧米と直接衝突する恐れもあると蠟山は直感した。

3月1日に満洲国は建国され、この時、日本国内では、「沸騰せる輿論は、最も強硬なる対満政策に現はれて、満洲国の絶対支持となり、既成両政党の即時承認論となるに至つた」⁽¹⁰³⁾。こういう状況において、蠟山を含め、東京政

政治家。「保守主義の父」として知られる。

(98) 蠟山政道 (1980) 「ナショナリズム・インダストリアリズム・デモクラシー」『私の生きた二十世紀』日本基督教団出版局、64頁。

(99) 小林龍夫・島田俊彦編 (1965) 『現代史資料7』みすず書房、347頁。他の参加者は幕僚部当該関係者、法務部当該関係者、統治部当該関係者である。

(100) 前掲「ナショナリズム・インダストリアリズム・デモクラシー」、64頁。

(101) 前掲「ナショナリズム・インダストリアリズム・デモクラシー」、64頁。

(102) 前掲「ナショナリズム・インダストリアリズム・デモクラシー」、65頁。

(103) 前掲『満洲問題解決案 (未定稿)』、44-45頁。

治経済研究所のメンバー⁽¹⁰⁴⁾は「事態を放任しその推移を俟つべし、とする態度が寧ろ極めて危険」⁽¹⁰⁵⁾だと考え、またリットン調査団の再度来日⁽¹⁰⁶⁾にも備え、二つの「満洲問題解決私案」を作成した。

第一案は、蠟山が中心になって作った「満洲自治国」共同承認案であり、第二案は、横田喜三郎が作った「独立満洲政府」共同承認案であった。両案の異なるところは、横田案は国際法を尊重し、「領土の不変更」⁽¹⁰⁷⁾を主張しているのに対し、蠟山案は従来の国際法や既存の国際関係によって律することができない新事実に着目し、「之を国際的共同確認なる新らしき意思に係はらしめることに依り、事態の解決を図らざるべからずとするものである」⁽¹⁰⁸⁾。「満洲自治国」共同承認案は「国際中立的緩衝地帯」の延長線上にある。

蠟山案と横田案は一致する部分もある。それは国際協力を重視し、日本の「満洲国」単独承認に反対することである。なぜなら、「満洲国は一国家として如何なる国際法上の地位を有つことになるかと云ふ問題」が最後に残っているからであった⁽¹⁰⁹⁾。国際の承認がないと、満洲国だけではなく、東アジアも不安定である。この「満洲問題解決私案」は、リットン調査団、日本知識界、政府などの有力者に送付された。

蠟山の「満洲自治国」共同承認案の具体的な分析に入る前に、少し彼の学問観に触れる必要がある。現実問題に強い関心を持った蠟山は高校時代から、「政治と学問との接触」⁽¹¹⁰⁾を目指した。象牙の塔の学者より、むしろ、現実の状況を見通し、問題の解決方法を提出するのが蠟山の研究姿勢であり、特徴であった。

それでは、この蠟山の研究姿勢がどのように満洲問題の解決とつながるのか。「満洲自治国」共同承認案において、蠟山は事変の発生原因を、「支那官憲殊に東北軍官憲によるこの特殊関係の否認」⁽¹¹¹⁾にあるとしている。したがって、問題解決の前提として、日満「特殊関係に対し一定の国際的承認が与へらるる」ことが必要である⁽¹¹²⁾。また、蠟山は満洲に於ける事態の鎮静化と治安回復も重視した。この点に関し、蠟山は次のように論じている。「今日の極東関係の客観的趨勢が、事態の解決にして速かに行はれざる限りは益々悪化する可能性」⁽¹¹³⁾がある。従って、「解決策は、先づ何よりも、満洲に於ける事態の鎮静とその治安の永久的確保とを念とすべきである」⁽¹¹⁴⁾。

蠟山からみると、満洲国は「日本の援助の下に事実上」としての存在であり⁽¹¹⁵⁾、この現実満洲の「治安維持」、「民生恢復」、「財政的費用の調達」と深く関わっている⁽¹¹⁶⁾。しかし、満洲では、形式上において中国の主権はまだ存在し

(104)横田喜三郎、松方義三郎（松方三郎）、松本重治、

山中篤太郎、浦松佐美太郎。

(105)前掲『満洲問題解決案（未定稿）』、77頁。

(106)前掲『満洲問題解決案（未定稿）』、1頁。

(107)前掲『満洲問題解決案（未定稿）』、107頁。

(108)前掲『満洲問題解決案（未定稿）』、79頁。

(109)蠟山政道（1932）「満洲に於ける国家建設の要諦」『外交時報』第662号、19頁。

(110)前掲『河合栄治郎 伝記と追想』、262頁。

(111)前掲『満洲問題解決案（未定稿）』、53頁。

(112)前掲『満洲問題解決案（未定稿）』、53頁。

(113)前掲『満洲問題解決案（未定稿）』、76-77頁。

(114)前掲『満洲問題解決案（未定稿）』、52頁。

(115)前掲『満洲問題解決案（未定稿）』、73頁。

(116)前掲『満洲問題解決案（未定稿）』、74頁。

ているため、この「満洲国」は完全なる主権国家ではなかった。蠟山は、「自治地域、或は自治国」⁽¹¹⁷⁾という名称で「満洲国」を指した。事実上の「満洲国」と形式上の中国領土との間のギャップを埋めるには、蠟山は「日本を始めとして国際聯盟が協力して、支那の反対を排除して、満洲国の現実性を国際的に確認することが必要である」⁽¹¹⁸⁾と強調した。蠟山は「満洲自治国」方案は中国側が受け入れがたいものと考えている。

それでは、蠟山案は国際社会に受け入れられるのか。ここで、蠟山の国際認識をみる必要がある。満洲事変後、日本評論社が主催した座談会において、蠟山は以下のような発言を行った。

今は可成各国が世界恐慌の混乱の中にあつて自衛的手段を皆執りそれに没頭して居る時だと思ひます。従つて各国に於ては外の国即ち国際問題に容喙する実力がない時だ……人の国のことに実力を以てインタビューエンションして来る国はないだらうと思ひます。恐らく亜米利加ですらもないと思ひます。⁽¹¹⁹⁾

つまり、世界恐慌後、欧米諸国が「経済的危機から憲政的危機」⁽¹²⁰⁾に進んだ状態において、満洲問題に力を入れることは困難であった。また、連盟の小国の満洲に対する態度も一枚岩ではなかった。蠟山の分析によると、小国側にとって、最も大事なことは「満洲なる地域に関する実質問題ではない。それは単に国際紛争処

理の形式又は手続きに関してある。即ち満洲問題が先例にならねばよいのである」⁽¹²¹⁾。

また、蠟山からみると、上海事変後、国際連盟、米国の態度は変化した。「聯盟が当初の公式は即決主義を捨て、事件の特殊性を認め、処理方法に一大転向を示したるは事実である……米国亦其転向に協力せることも事実」であった⁽¹²²⁾。そのため、

我国が満洲問題の特異性を充分闡明し、支那の国家としての特殊状態をうまく適当に説明し、この問題の解決に当つては、従来の聯盟規約を文字通りその俣適用することのできない例外的処置をとらねばならぬと主張すれば、結局それは納得されるのである。⁽¹²³⁾

蠟山は当時の満洲の現実、国際情勢を見通し、国際協力により、「満洲自治国」という国際中立的緩衝地帯をつくり、満洲問題を解決しようと考えた。一方、知日派の劉百閔によると、このような「緩衝国」方案は、日本の柔軟派が主張する外交政策であり、それは「大陸政策」と「国際協調政策」の「合併策」であり、日本が満洲を侵略する最も進歩的、最も厄介な方法であった⁽¹²⁴⁾。

蠟山が認めているように、「本案は、固より之を以て日支懸案の最終的解決と見做すもので無い」⁽¹²⁵⁾。日中両国の平和を維持するために、

(121)前掲『日満関係の研究』、268頁。

(122)前掲『満洲問題解決案（未定稿）』、32頁。

(123)前掲『日満関係の研究』、268頁。

(124)劉百閔（1932）「今後日本外交政策之途徑」『日本評論』第1期、47頁。

(125)前掲『満洲問題解決案（未定稿）』、76頁。

(117)前掲「満洲に於ける国家建設の要諦」、19-20頁。

(118)前掲「満洲に於ける国家建設の要諦」、20頁。

(119)前掲「満洲事変座談会」、68-69頁。

(120)前掲『日満関係の研究』、239頁。

日本は「大いに公明の態度を發揮し、所謂日本の対滿領土的野心なるものに対する支那及び列国の猜疑を一掃すべきである」⁽¹²⁶⁾。また、日本政府は「生命線の内容を具体化して行かねばならぬと共に、外に向つてその限界を明瞭にしなければならぬ」と蠟山は主張した。なぜなら、「日本及び日本人の生命線は満洲のみでは無い」⁽¹²⁷⁾からである。蠟山の主な狙いは日本の大陸政策の外延を明確化することによって、関東軍の「生命線」拡大解釈を防ぐことにあった。生命線を明確化し、関東軍が長城を越え、蒋介石と直接衝突することも防ぐことができる。

以上のように蠟山の満洲論は変化した。彼はマケドニアを例にして、満洲を日中両国の緩衝地帯として建設しようと考えた。すなわち、満洲国が成立したという現実と国際協調の間にバランスを取り、軍の独走を牽制しようとしたのである。そのために、蠟山案は東京政治経済研究所の大多数のメンバーの支持を得たのである⁽¹²⁸⁾。しかし、日本政府はそのような考えを受け入れず、9月15日、満洲国を単独承認した。

(4) 日本知識人の反応

満洲事変を契機に、蠟山の満洲論は変化した。それは当時満洲問題をめぐる議論の中で、どのような位置にあったのだろうか。次に、他の学者たちの考えを考察することにより、この点を明らかにしたい。

事変後、吉野作造は「一種不安痛恨の感」を覚えた。吉野は、「今次の事変は日清戦争や日

露戦争などとは全然其性質を異にするものである」⁽¹²⁹⁾、「単純な自衛権の発動」とは言えない⁽¹³⁰⁾、日本政府は「公明正大の態度」で「中華民国を一体として」⁽¹³¹⁾尊重しなければならない、と述べている。

東京帝国大学外交史の教授であった神川彦松は、蠟山のように、満洲のことを「国際中間地域」⁽¹³²⁾と見ている。神川は、元来「中間地帯」は「最も優勢なるものの権力」に服するが⁽¹³³⁾、今日、国際連盟ができ、国際中間地域の秩序を維持し、国際平和を確保すべきより有効なる国際政治制度ができたので、満洲のことは「国際聯盟の下に於ける国際委任統治の制度に外ならぬのである」⁽¹³⁴⁾と述べている。

経済学者・植民政策学者の矢内原忠雄は、満洲事変は経済の内部的成熟が未だ充分でない場合の「政治的事情により対外膨張運動」⁽¹³⁵⁾であり、「日本帝国主義と支那国民主義との衝突」であった。満洲国は「近代的なる支那国民運動」の成果ではなく、「他の勢力を接木」⁽¹³⁶⁾したものにほかならない、と述べている。

満洲事変以後、最も深刻な衝撃を受けた知識人は国際法学者であった⁽¹³⁷⁾。「平生には国際主

(129)吉野作造(1932)「民族と階級と戦争」『中央公論』第528号、33頁。

(130)前掲「民族と階級と戦争」、28頁。

(131)吉野作造(1931)「滿蒙獨立運動と日本」『中央公論』第526号、巻頭言。

(132)神川彦松(1932)「満洲委任統治論」『国家学会雑誌』第542号、97頁。

(133)前掲「満洲委任統治論」、98頁。

(134)前掲「満洲委任統治論」、100頁。

(135)前掲『満洲問題』、2頁。

(136)前掲『満洲問題』、88頁。

(137)前掲「国際環境の変動と日本の知識人」、135頁。

(126)前掲『満洲問題解決案(未定稿)』、54-55頁。

(127)蠟山政道(1932)「満洲建国問題の理論的考察」『国家学会雑誌』第544号、80頁。

(128)前掲『上海時代(上)』、36頁。

義を説き、国際聯盟を賛美した国際法や外交史の学者であつて、満洲事件が起り、言論の抑圧が加わると共に、あざやかに転身して、国家主義を唱え、国際聯盟を非難して廻つた者すら少なかつた⁽¹³⁸⁾というのが当時の国際法学界の状況であつた。

国際法学者の立作太郎は、満洲事変は「我国軍隊の国家自衛権⁽¹³⁹⁾に基づく行動であり、日本の「一切の条約上の義務および他の一般国際法上の義務は、自衛権に基づく行為の前には消滅すべきものである⁽¹⁴⁰⁾」と述べている。一方、前述したように、立の後継者である横田喜三郎は、国際法の「領土不変更」の原則に基づき、1931年10月5日の『帝国大学新聞』にて、関東軍の自衛的な行動に疑問を提示した⁽¹⁴¹⁾。

おわりに

本稿はこれまで活用されてこなかった「高木八尺文庫」と蠟山が参加した各座談会などの史料を用い、1919年の蠟山の満洲旅行から、1932年の日本政府による満洲国単独承認までの、蠟山の満洲論の形成、変化を考察した。

最初に満洲旅行をした時、蠟山は、満洲問題を日中露三国の「民族葛藤」として重視し、「国民主義の衝突」を避けるために、苦心した。1920年代蠟山は、満洲は中国の領土であり、日

本の満洲における特殊権益の本質は、経済権益であるとの見方を示した。この認識に基づき、蠟山は日本IPRの満洲問題研究会の主査として、京都會議に参加した。しかし、政治力の介入、松岡・徐の論戦などにより、京都會議での満洲問題は平行線のままに終わった。

1931年9月18日に満洲事変が勃発し、翌年3月に満洲国が作られた。それまで、満洲が中国の領土であり、中国が満洲に主権があることを主張してきた蠟山の満洲論は変化した。彼は第3の路線、つまり、マケドニアをモデルとし、「満洲自治国」の共同承認を主張し、「国際中立的緩衝地帯」を作ろうとした。

この過程において、蠟山は終始国際協調を重視した。蠟山案も満洲国が成立したという現実と国際協調の間にバランスを取ろうとした。蠟山案は中国側にとって受け入れがたいものであるが、蠟山からみると、国際社会は受け入れる可能性があり、この方案は実現できれば、日本は国際社会に留め、関東軍も中国側と直接衝突を避けることもできるのであろう。

以上のように、本論は蠟山の満洲論を考察したものであるが、日中戦争期の東亜協同体論は次の課題とする。

〔投稿受理日2017.9.16／掲載決定日2018.11.22〕

引用文献

- 井上準之助編（1927）『太平洋問題：1927年ホノル、會議』太平洋問題調査会。
 片桐庸夫（2003）『太平洋問題調査会の研究：戦間期日本IPRの活動を中心として』慶應義塾大学出版会株式会社。
 北河賢三（2003）『戦争と知識人』山川出版社。
 小林龍夫・島田俊彦編（1965）『現代史資料7』みすず書房。
 社会思想研究会編（1948）『河合榮治郎：伝記と追想』

(138)横田喜三郎（1934）「紹介：立作太郎『時局国際法論』」『国際法外交雑誌』第33巻第5号、93頁。

(139)立作太郎（1932）「最近満洲事件と国際聯盟規約」『国家学会雑誌』第539号、20頁。

(140)前掲「国際環境の変動と日本の知識人」、137頁。

(141)横田喜三郎「満洲事変と国際聯盟」『帝国大学新聞』、1931年10月5日。

- 社会思想研究会出版部。
- 昭和同人会（1968）『昭和研究会』経済往来社。
- 新渡戸稲造編（1930）『太平洋問題』太平洋問題調査会。
- 信夫淳平（1932）『満蒙特殊權益論』日本評論社。
- 藤村一郎（2012）『吉野作造の国際政治論』有志舎。
- 松岡洋右伝記刊行会（1974）『松岡洋右：その人と生涯』講談社。
- 松本重治（1974）『上海時代（上）』中央公論社。
- 三谷太一郎（2013）『学問は現実に関わるか』東京大学出版会。
- 矢内原忠雄（1934）『満洲問題』岩波書店。
- 山岡道男（2010）『太平洋問題調査会「1925-1961」とその時代』春風社。
- 山室信一（2004）『キメラ：満洲国の肖像』中央公論新社。
- 蠟山政道（1928）『国際政治と国際行政』巖松堂書店。
- 蠟山政道等（1932）『満洲問題解決案（未定稿）』東京大学「高木八尺文庫」所蔵。
- 蠟山政道（1933）『日満関係の研究』斯文書院。
- 蠟山政道（1950）『読書の思い出』『学生と読書』日本評論社。
- 蠟山政道追想集刊行会（1982）『追想の蠟山政道』中央公論事業出版。
- 小関素明（1997）「民本主義論の終焉と二大政党制論の改造：蠟山政道のナショナル・デモクラシー論と二大政党制論」『史林』第80号，109-146頁。
- 栗原孝之（2013）「蠟山政道 戦時下（1937-1942）の「地域主義」：総合雑誌からその本質を探る」『情報化社会・メディア研究』第10号，5-16頁。
- 小林啓治（1997）「戦間期の国際秩序認識と東亜協同体論の形成：蠟山政道の国際政治論を中心として」『日本史研究』第424号，30-54頁。
- 酒井哲哉（2007）「「東亜協同体論」から「近代化論」へ：蠟山政道における地域・開発・ナショナルリズム論の位相」『近代日本の国際秩序論』岩波書店，119-159頁。
- 富田宏治（1985-1986）「一九三〇年代の国内政治体制『革新』構想(1)-(3)」『法政論集』第105号・106号・107号，187-231頁・535-576頁・175-214頁。
- 永井憲一（1997）「蠟山政道の人と生涯」『法学志林』第94巻第3号，129-137頁。
- 藤岡健太郎（2005）「満洲問題の「発見」と日本の知識人：IPR京都会議と蠟山政道の議論を中心に」『九州史学』第142号，25-48頁。
- 三浦顕一郎（1999）「蠟山政治学の根本思想」『早稲田政治公法研究』第61号，281-308頁。
- 山口浩志（2003）「初期蠟山政道の外交論」『政治経済史学』第443号・444号，1-22頁・16-33頁。
- 山口浩志（2005）「戦前における蠟山政道の政治論(1)(2)近衛新体制期までの推移」『政治経済史学』第465号・466号，1-19頁・1-22頁。
- 蠟山政道（1924）「極東諸邦の国民主義的趨勢と日本」『外交時報』第475号，1-25頁。
- 蠟山政道（1929）「日満関係の客観的基調を論ず」『外交時報』第596号，30-48頁。
- 蠟山政道（1929）「満洲問題の中核」『中央公論』第500号，35-51頁。
- 蠟山政道（1931）「満蒙問題の重大化」『中央公論』第525号，109-117頁。
- 蠟山政道等（1931）「満州事変座談会」『経済往来』50-86頁。
- 蠟山政道（1932）「満洲時局に関する観察」『新天地』第120号，11-31頁。